

## 国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則

〔平成16年4月1日  
規則第26号〕

改正 平成17年3月22日 平成29年2月2日  
規則第8号 規則第5号  
平成18年3月24日 平成29年12月21日  
規則第9号 規則第31号  
平成25年1月21日 令和5年10月20日  
規則第2号 規則第25号  
平成26年1月24日  
規則第1号  
平成27年3月27日  
規則第23号  
平成28年12月5日  
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第63条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の職員（就業規則第2条第1項各号に定める者を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（死亡し及び就業規則第17条第2号の規定により解雇された場合を除く。）
- (2) 就業規則第49条第2項第1号の規定により懲戒解雇された場合
- (3) 就業規則第16条第3号に該当し解雇させられた場合

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの全額を控除し、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当

の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額（「本給調整額」を含む。以下「退職日本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第13条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（傷病によらず、就業規則第16条及び第17条の解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第8条の2において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第13条第2号の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので別に定めるもの
- (3) 第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第13条第2号の規定により退職した者
- (2) 第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

- (3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- (4) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるもの
- (5) 25年以上勤続し、第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（本給月額の改定をする国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該給与規則又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中に国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）及びこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）、若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）、又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場

合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第16条第1項若しくは第18条第1項に規定する者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日にお

		るその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当支給率の調整）

第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条及び附則（平成16年4月1日施行）第3条第2項から第9項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則（平成16年4月1日施行）第3条第4項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則（平成16年4月1日施行）第3条第3項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする

4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第8条 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 49.59以上 特定減額前本給月額に49.59を乗じて得た額

(2) 49.59未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に49.59から当該割合を控除した割合を乗じて

得た額の合計額

- 3 第6条に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	第3条から前条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条第2項	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条第2項第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額

第8条第2項第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国立大学法人鹿屋体育大学就業規則第12条第1項の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、同規則第49条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にそのものが属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円

- (5) 第5号区分 59, 550円
  - (6) 第6号区分 54, 150円
  - (7) 第7号区分 43, 350円
  - (8) 第8号区分 32, 500円
  - (9) 第9号区分 27, 100円
  - (10) 第10号区分 21, 700円
  - (11) 第11号区分 0円
- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表のとおりとする。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が0のもの 0
  - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規則に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(役員としての在職期間を有する職員の退職手当の特例)

第9条 第13条第1項に規定する役員から引き続き職員となった者に対する退職手当は、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。



- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職し、又は死亡し若しくは解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、次の各号に掲げる期間については、それらの期間の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
  - (1) 就業規則第12条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）の期間
  - (2) 就業規則第49条第2項第3号の規定による停職の期間
  - (3) 鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則（平成16年規則第28号。以下「育児介護規則」という。）第5条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については3分の1）
  - (4) 育児介護規則第22条の規定による介護休業をした期間
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する場合の勤続期間については、その者が職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。
- 6 第4項の規定は、第8条の3の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例）

- 第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国家公務員等となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
  - 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
  - 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
  - 5 職員を国等の機関の業務に従事させるために休職とした場合の期間は、前条第3項第1号の規定にかかわらず、職員の引き続きいた在職期間に全期間算入するものとする。
  - 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第12条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、旧独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員（独立行政法人宇宙航空研究開発機構にあっては同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。以下同じ。）となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められている場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

2 第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第13条 役員が、引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての在職期間を含むものとする。

2 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

3 職員が、引き続いて役員（非常勤を除く。）となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第13条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第6条に規定する年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は施設の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は施設に属する職員を対象として行う募集

2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の規則により任期を定めて任用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 就業規則第49条に規定する懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分であつて別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げ

は職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。

- 5 学長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
  - (1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
  - (2) 応募者が応募をした後就業規則第49条の規定による懲戒処分（第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが本学の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが本学の業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定しない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
  - (1) 第2条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (2) 第11条第4項、第12条第1項又は第13条第3項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
  - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。)
  - (4) 就業規則第49条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号に定める処分を除く。）又はこれらに準ずる処分を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき
- 9 認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定応募者が前項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、別に定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

10 学長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、別に定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

(遺族の範囲及び順位)

第14条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときはその人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 学長は、懲戒解雇等処分を受けて退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他別に定める事情を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第17条 学長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

- (2) 退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 学長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該退職をした者について、退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号の規定に該当するときは、当該遺族に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 学長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 学長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、学長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 学長は、退職した者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、別に定める事情及び第16条第1項に規定する退職手当の額との権衡を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、別に定める事情を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 学長は、退職した者に対し退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、別に定める事情のほか、その者の生計の状況を勘案して、退職手当の全部又は一部の返納を求める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第20条 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号の規定に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、別に定める事情のほか、当該遺族

の生計の状況を勘案して、退職手当の全部又は一部の返納を求める処分を行うことができる。

2 第16条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第3項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を求める処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から次項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を求める処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を求める処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

5 第16条第2項及び第19条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査委員会への諮問)

第22条 学長は、第18条第1項第2号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を行おうとするときは、退職手当審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問することができる。

2 委員会については、学長が別に定める。

(実施規定)

第23条 退職手当の支給手続その他この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(在職期間の取扱い)

第2条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

(経過措置)

第3条 この規則の施行の日から平成16年10月1日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「100分の104」とあるのは「100分の107」とし、第8条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。

2 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者（教員を除く。）であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則（平成16年4月1日施行）第3条第2項」とする。

3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者（教員を除く。）であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則（平成16年4月1日施行）第3条第3項」とする。

4 給与規則附則（令和5年10月20日施行（令和5年規則第24号））第2条第1項の規定による職員の本給月額改定は、本給の減額改定に該当しないものとする。

5 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる者に対する第6条及び第8条第3項の規定の適用については、第6条及び第8条第3項の表第8条第1項の項、第8条第2項第1号の項及び第8条第2項第2号の項中「定年」とあるのは、「定年（教員以外の者にあつては60歳とする。）」とする。

6 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる者（教員以外の者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第6条及び第8条第3項の規定の適用については、第6条中「6月」とあるのは「0月」とし、同条の表及び第8条第3項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。



- 7 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第6条の規定の適用については、同条中「20年を減じた年齢」とあるのは「15年を減じた年齢」とするほか、教員以外の者に対する同条の適用については、同条中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 8 当分の間、第5条第1項第3号に掲げる者（教員を除く。）が、60歳に達する日前に退職した時における第6条及び第8条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条の表の第4条第1項及び第5条第1項の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第1項の部退職日本給月額の項読み替える字句の欄</li> </ul>	100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）	60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下、この条において「改正前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下、この条において「改正後定年前年数」という。）で除した割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条の表の第5条の2第1項第1号項読み替える字句の欄</li> <li>・第6条の表の第5条の2第1項第2号項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第1号の部特定減額前本給月額の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第2号の部特定減額前本給月額の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第2号の部及び退職日本給月額の項読み替える字句の欄</li> </ul>	100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）	改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合

- 9 当分の間、第5条第1項第3号に掲げる者（教員を除く。）が、60歳に達する日後に退職した時における第6条及び第8条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条の表の第4条第1項及び第5条第1項の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第1項の部退職日本給月額の項読み替える字句の欄</li> </ul>	<p>100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）</p>	<p>100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下、この条において「改正後定年前年数」という。）で除した割合</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条の表の第5条の2第1項第1号項読み替える字句の欄</li> <li>・第6条の表の第5条の2第1項第2号項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第1号の部特定減額前本給月額の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第2号の部特定減額前本給月額の項読み替える字句の欄</li> <li>・第8条第3項の表の第8条第2項第2号の部及び退職日本給月額の項読み替える字句の欄</li> </ul>	<p>100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）</p>	<p>100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合</p>

附 則（平17. 3. 22規則第8号）  
この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平18. 3. 24規則第9号）  
（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（本給月額の取扱い）

第2条 この規則の規定による本給月額については、退職した者の基礎在職期間中に本給月額の減額改定によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規則又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の3第2項に規定する基本給月額に含まれる本給の月額に相当するものとして別に定めるものについては、この限りでない。

附 則（平25. 1. 21規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年1月21日から施行し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 第7条第1項の規定の適用については、同項中「100の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第8条の規定の適用については、同条中「49. 59」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「55. 86」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「52. 44」とする。

附 則（平26. 1. 24規則第1号）

- 1 この規則は、平成26年1月24日から施行する。
- 2 国立大学法人鹿屋体育大学職員の退職勧奨に関する要項（平成17年3月22日学長裁定）は廃止する。

附 則（平27. 3. 27規則第23号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 5規則第43号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29. 2. 2規則第5号）

この規則は、平成29年2月2日から施行する。

附 則（平29. 12. 21規則第31号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令5. 10. 20規則第25号）

この規則は、令和5年10月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 基礎在職期間における職員区分表（第8条の2関係）

本給表区分	役員本給表	一般職員本給表（一）		一般職員本給表（二）			教育職員本給表			医療職員本給表		
	号給	級※1	級※2	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算
1												
2	3 2											
3	1											
4		1 1	9									
5		1 0	8				5	役職加算 20%	2 0			
6		9	7				5	上記以外の者	1 5			
7		8	6				4	役職加算 15%	1 5			
8		7	5				4	上記以外の者	1 0			
9		6	4				3	—	1 0			
1 0		5 4	3	3	在級期間が1 20月を超える者	5	2	—	5	3	—	5
										2	在級期間が3 60月を超える者	5
1 1		3 2 1	2 1	3	上記以外の者	5	1	—	—	2	上記以外の者	5
				2 1						—		—

備考

- 「※1」は平成18年3月31日以前の級、「※2」は平成18年4月1日以降の級をそれぞれ示す。
- 「役職加算」とは期末・勤勉手当に係る役職段階別加算の割合を示す。